



隠岐の島町報道発表資料



情報提供日：令和6年7月9日（火）
問い合わせ先：隠岐の島町教育委員会社会教育課
文化振興係（担当）野津
Tel：08512-2-2126
Fax：08512-2-0619

島根県指定無形民俗文化財「島後久見神楽」の公開について

1. 行事名	島根県指定無形民俗文化財「島後久見神楽」
2. 目的	-
3. 開催(実施)期間	令和6年7月15日（月・祝）
4. 開催(実施)時間	午後9：30頃 ～ 翌朝5：00
5. 開催(実施)場所	隠岐の島町久見地区 伊勢命神社
6. 主催	島後久見神楽保持者会
7. 後援	-
8. 参加・入場者数	-
9. 行事の内容	（全体の概要、特徴的なものなど） 【島後久見神楽の概要】 隠岐神楽は島前神楽と周吉神楽、穏地神楽に分けられ、隠岐の島町には周吉神楽、穏地神楽が伝わっています。隠岐神楽は、祈祷の神楽とされ大漁祈願、雨ごいなどを祈って行われ舞の所作も衣装も素朴で質素な点が特徴です。島後久見神楽は穏地神楽の一つで、明治25年(1892)に油井地区の社家から伝習されたといわれており、毎年、伊勢命神社の例祭日（西暦偶数年は7月15日、奇数年は7月16日）に、夜を徹して行われます。 昭和37年(1962)6月12日に島根県の無形民俗文化財に指定され、昭和53年(1978)には国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されました。
10. 特記事項	-
11. その他	-